

(Ref S1)

(ChatGPTへの質問)

私の日本の戸籍上の名称は REIWA HANAKO です。しかし、私の日本のパスポート上に記載されている名前は、REIWA (SMITH) HANAKO と英国の通称名 SMITH を追加し、英国の eVisa 上の名前も REIWA (SMITH) HANAKO で、申請し承認されました。即ち、日本の戸籍上の名前と、日本のパスポート・英国の eVisa 上の名前と異なるのですが、この場合、何をどの様に修正する必要が有りますか、又は有りませんか。

日本の戸籍上の氏名	REIWA HANAKO
日本のパスポート上の氏名	REIWA (SMITH) HANAKO
英国の eVisa 上の氏名	REIWA (SMITH) HANAKO

(ChatGPTからの回答)

とても大事なポイントに気付かれましたね。パスポート・ビザ・戸籍での氏名の整合性は、出入国時や各種手続きでトラブルになる可能性があります。順を追って整理します。

1. 日本の戸籍上の氏名

日本の正式な法的氏名は戸籍に記載された氏名です。ご提示のケースでは、日本の法的氏名は REIWA HANAKO です。

2. 日本のパスポート上の氏名

パスポートは原則として戸籍名を表記します。但し、結婚などで外国姓を通称的に使用している場合、申請により括弧付き併記（例：REIWA (SMITH) HANAKO が可能です。従って、現在のパスポートの表記は戸籍名+通称併記であり、正規の手続きに基づいていれば問題ありません。

3. 英国の eVisa 上の氏名

eVisa の氏名はパスポートの機械読取欄（MRZ）や顔写真ページの表記に合わせて登録されます。つまり、パスポートに REIWA (SMITH) HANAKO とある以上、それと一致していれば通常は問題ありません。

4. 修正が必要かどうか

日本の戸籍を修正する必要はありません。戸籍名はそのままで良いです。パスポートの記載が正式に併記手続きされたものであれば、修正不要です。英国ビザの氏名もパスポートと一致している為、そのままで問題ありません。

結論

修正の必要はありません。但し、今後書類提出や口座開設などで REIWA HANAKO と REIWA (SMITH) HANAKO との違いを聞かれる場合があります。その際は、戸籍上の正式氏名は REIWA HANAKO、パスポートには通称として (SMITH) を併記していると説明すれば大丈夫です。

念の為確認ですが、パスポートに (SMITH) を入れる際、外務省で、別名併記の手続きをされていますか？それが正式に認められているかで安心度が変わります。ご希望なら、将来トラブルを避ける為にどんな場面でこの違いが問題になりやすいかも整理してお伝え出来ますが、続けてご説明しますか？

(ChatGPTへの質問)

将来のトラブルを避ける為にどんな場面でこの違いが問題になり易いかを整理してお伝え下さい。

(ChatGPTからの回答)

承知しました。では、戸籍上の正式名 REIWA HANAKO と、パスポート・英国 eVisa 上の REIWA (SMITH) HANAKO との違いが、将来どんな場面で問題になり易いかを整理します。

問題になりやすい場面

1. 日本国内の手続き

銀行口座・証券口座の開設：銀行は戸籍名・住民票ベースで本人確認します。パスポートに (SMITH) が入っていると、どちらが正式名か確認を求められる可能性があります。

不動産取引・登記関係：登記は戸籍名が基準です。パスポート表記との差異を説明する必要があります。

各種公的証明書（運転免許、マイナンバー等）との照合：日本の公的書類は REIWA HANAKO になるので、パスポートとの併記名との差異で質問される場合があります。

2. 海外での手続き

入国審査・ビザ申請：基本的にはパスポートに準拠するので問題はありません。但し、別の国で申請時に婚姻証明・出生証明を出すよう求められると、戸籍と名前の不一致を説明する必要が出来ます。

銀行・クレジットカード申請：海外で口座を開く場合、パスポートの名前が基準になりますが、送金元（日本の銀行）では戸籍名ベースの REIWA HANAKO となるため、送金や本人確認で齟齬が出ることがあります。

3. 国際的な証明が必要な場面

結婚・離婚・相続などの戸籍関連証明を海外で提出する場合：日本の戸籍抄本に(SMITH)が出てこないため、同一人物証明が必要になる場合があります。

学歴証明・職歴証明：学歴や資格証明が戸籍名 REIWA HANAKO で発行されている場合、パスポートの併記名と違うことで本人かどうかの確認を求められるケースがあります。

まとめ

日本の戸籍名とパスポートの併記名の違いは、国内の公的手続きや金融取引、海外での証明提出時に問題になりやすい実務的には「戸籍謄本+パスポート」で説明できますが、都度証明を求められる面倒はあります。

将来的にトラブルを避けるためには、日本での各種申請は戸籍名を基準に行う
海外では「戸籍名+通称併記」の説明が出来るよう、戸籍謄本や婚姻証明書を用意しておく

必要に応じて別名併記を認めた経緯を証明できる外務省発行の資料を保管しておく事が有効です。